

被災商店街等復興にぎわい創出事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県は、令和6年能登半島地震による災害によって影響を受けた地域において、商店街等組織または商店街等組織と民間事業者の連携体（以下「補助事業者」という。）が実施する、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業として行うにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する経費について、補助事業者に対し予算の範囲内において被災商店街等復興にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「規則」という。）および産業労働部商業・市場開拓課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「令和6年能登半島地震による災害」とは、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）により指定された特定非常災害をいう。
- (2) 「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積または問屋街をいう。
- (3) 「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 商店街等を構成する団体であつて、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合またはこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
 - ② 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
 - ③ ①または②に類する団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- (4) 「民間事業者」とは、当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）または団体（商店街等組織および地方公共団体を除く。以下同じ。）であつて、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ① 資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式

を保有される中小・小規模事業者である場合

- ② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者である場合

（交付の目的）

第3条 補助金は、令和6年能登半島地震による災害によって影響を受けた地域において、補助事業者が、にぎわい創出に向けた事業を行う場合に、その事業に要する経費を補助することにより、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋げることを目的とする。

（交付の対象および補助率）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、令和6年能登半島地震による災害によって影響を受けた地域において、補助事業者が商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業として行うにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する経費であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 2 補助対象経費の区分、補助率、上限額および下限額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 規則第4条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、令和6年能登半島地震による被害により、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 事業計画書（別添1）
- 二 経費配分書（別添2）
- 三 地方公共団体からの支援表明書（別添3）
- 四 定款等の写し

- 五 直近 2 期の財務諸表
 - 六 直近の役員名簿等（別添 4）
 - 七 県税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書または県税の納税状況の確認に関する同意書（別添 5）
 - 八 地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書（令和 5 年度に実施する事業に係る申請については、省略することができる。）
 - 九 商店街等区域図
 - 十 被災を証する書類（令和 6 年能登半島地震による災害によって直接的な被害を受けた商店街等において実施する事業の交付申請の場合）
 - 十一 その他知事が必要と認める書類
- 4 次の各号のいずれかに該当する商店街等組織は、交付申請をすることができない。
- 一 福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）に規定する暴力団または暴力団員等
 - 二 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第 1 号に規定する暴力団または暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付決定の通知）

- 第 6 条 規則第 5 条の規定による補助金交付決定の通知は、別記第 2 号様式により行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第 5 条第 2 項により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、第 5 条第 2 項のただし書による交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第 7 条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に、知事に対し別記第 3 号様式による交付申請取下届出書をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

- 第 8 条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業の内容および経費の配分の変更）

第9条 補助事業者は、規則第6条により、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業の全部もしくは一部を中止し、または廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、別記第5号様式による変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。
 - 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

（契約等）

- 第10条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、経済産業省または知事から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約（契約金額100万円未満のものを除く）の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難または不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省または知事からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、または委託し、もしくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者

は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）

第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が規則第13条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留しまたは次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知もしくは民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属および行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第66条の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第6号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、規則第10条により、知事が状況報告を求めたときは、別記第7号様式により、速やかに遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときまたは第9条第1項第3号の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日または年度内の3月19日のいずれか早い日までに、別記第8号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 知事は、規則第13条による報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第9号様式による確定通知書を補助事業者に通知する。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の補助金の返還について、知事が別に定める期限内に納付がない場合は、規則第18条第2項の規定により、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があったのち、交付するものとする。ただし、知事は、規則第15条第2項の規定により、概算払で交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第10号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 知事は、第9条第1項第3号の補助事業の全部もしくは一部の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項による補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要領または法令もしくは本要領に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団体排除に関する制約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しまたは変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還および前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に別記第13号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見

込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産とする。
- 2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記第14号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前条4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(実施効果の報告)

- 第21条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた日の属する会計年度および当該年度の終了後1年間、会計年度終了後30日以内に本補助事業の実施効果について、別記第15号様式により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が第5条第1項の申請において想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(情報管理および秘密保持)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、または、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的または提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者または履行補助者の役員または従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当地方公共団体（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当団体が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

補助事業		補助率	上限額 (下限額)
補助対象経費 の区分	内 容		
事業費	謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費	3分の2以内(注1)	100万円 (30万円) (注2)

(注1) 令和6年能登半島地震による災害によって直接的な被害を受けた商店街等において実施する事業にあつては、定額(10分の10)。

(注2) 商店街等組織のうち、商店街等組織の連合体であるもの(商店街振興組合連合会、協同組合連合会等)は、100万円×当該連合体下で事業を実施する商店街等組織数とする。ただし、1事業に対する交付決定の上限額は、1,200万円とする。